一般社団法人岩手県社会福祉士会役員選出規則

規則第５号

２００７年２月１７日制定

２０１４年４月１日一般社団移行登記による文言修正

（目的）

第一条　この規則は、一般社団法人岩手県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第１９条第１項に基づき役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第２条　この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事の定数）

第３条　理事を次のとおり区分する。

（１）理事　１５人以上２６人以内

（監事の定数）

第４条　監事を次のとおり区分する。

（１）監事　２人

（候補者選出方法）

第５条　本会の役員候補者の選出方法は次のとおりとする。

（１）理事　立候補制とする

（２）監事　理事会の議決により候補者を選出する。

（理事の立候補）

第６条　理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

（１）立候補者は、定款第５条に規定する正会員であること。

（２）立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。

（３）立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。

（４）立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

２　立候補者は、立候補にあたり正会員３人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。

（１）推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。

（２）推薦者が推薦できる立候補者は、１人とする。

（３）推薦者は、立候補できない。

（選挙管理委員会）

第７条　役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

２　選挙管理委員会の委員定数は、５人とする。

３　選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の２週間前までに行う。

４　選挙管理委員会は、２０日以上３０日を超えない範囲で立候補受付期間を定めなければならない。

５　選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

（選挙管理委員）

第８条　選挙管理委員は、正会員の中から公募し抽選により選出され、会長が委嘱する。

２　前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。

３　選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

４　選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

５　選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。

６　第１項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

（役員候補者名簿の公示）

第９条　役員候補者の名簿は、役員選任のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

（役員選任方法）

第１０条　総会において役員を選任する方法は、次のとおりとする。

（１）理事　出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。

（２）監事　出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

２　前項第１号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

（欠員）

第１１条　役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

（委任）

第１２条　この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第１３条　この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附　則

１　この規則は、本会の設立許可があった日から施行する。

２　一般社団法人岩手県社会福祉士会設立当初の役員選任については、一般社団法人岩手県社会福祉士会設立総会の定めによる。

一般社団法人岩手県社会福祉士会

役員選出規則細目

２０１9年１月１9日理事会制定

１．理事の定数（規則第３条関係）

　２０１７年度定時総会時に改選される（第１４期）役員改選の理事定数は２３名とする。

２．理事候補者選出方法（規則第５条関係）

　ブロックと全県の２種類とする。ブロックの候補者数を盛岡ブロック２名、その他のブロック１名とし、ブロック内の会員の合議によって選出し、総会において選任する。全県の候補者数を１４名とする。

３．監事候補者選出方法（規則第５条関係）

　２０１9年度定時総会時に改選される（第１5期）役員の監事はおりません。現在の監事の任期は２０２１年度定時総会終結時である。

４．選挙管理委員会（規則第８条関係）

　選挙管理委員会は、二戸、久慈、盛岡、中部、胆江、両磐、沿岸、気仙の順に毎回５つのブロック毎に公募し、ブロックから推薦された者とする。

５．役員選出方法（規則第１０条関係）

定数内の場合でも候補者ごとに議決権の過半数をもって行う。（定款第１７条第３項）

以上